

国民年金保険料 ～こんなに違う！！ 免除と未納～

令和7年度保険料 月額17,510円

免除承認期間：令和7年7月分から令和8年6月分（過年度も7月分から翌年6月分）

	全額免除	3/4免除	1/2免除	1/4免除	納付猶予	学生納付特例	未納
月々の保険料	0円	(1/4納付) 4,380円	(半額納付) 8,760円	(3/4納付) 13,130円	50歳未満	学生	17,510円
老齢基礎年金を受け取るための資格期間には？	受給資格期間に入ります。	☆受給資格期間に入ります。 ★納めないと⇒未納期間となります。			受給資格期間に入ります。	受給資格期間に入ります。	受給資格期間に入りません！
受け取る老齢基礎年金額は？ (国庫負担割合が上げられた後に免除された期間について)	全額納めた場合の2分の1として計算されます。	☆全額納めた場合の・・・ <u>8分の5</u> として計算 <u>8分の6</u> として計算 <u>8分の7</u> として計算 ★納めないと⇒未納期間となります。			年金額には反映しません。	年金額には反映しません。	年金額に反映されません！
障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る時は？	受給資格期間に入ります。	☆受給資格期間に入ります。 ★納めないと⇒未納と同じ扱いです。			受給資格期間に入ります。	受給資格期間に入ります。	年金を受けられない場合もあります！
免除を受けた期間の保険料を後から納めることは？	10年以内であれば後から納めることができます。(ただし承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。)	☆それぞれ納めるべき保険料を2年以内に納めた月に限り、残りの保険料を10年以内に納めることができます。 ★ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。			10年以内であれば後から納めることができます。(ただし承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。)		納付期限から2年を過ぎると納めることはできません！
審査対象(前年所得)	本人・世帯主・配偶者	本人・世帯主・配偶者	本人・世帯主・配偶者	本人・世帯主・配偶者	本人・配偶者	学生本人	

※継続申請 申請する際に希望を明記することで、翌年度以降も申請があったものとし、自動的に審査が受けられます。

ただし、全額免除・納付猶予が承認された場合に限りです。

※注 意 失業を理由に申請する場合は、雇用保険受給資格者証・受給資格通知・離職票(写)のいずれかが必要です。

ただし、継続申請ができませんので、翌年度も窓口で申請が必要です。

※平成26年4月に制度改正があり、免除申請は2年1ヶ月まで遡及可能になりました。

※納付猶予の対象者は、平成28年7月から50歳未満の方まで拡大されました。

【参考】過年度保険料

令和4年度	16,590円
令和5年度	16,520円
令和6年度	16,980円